



社団法人衛星放送協会  
株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

宮崎県における台風5号による被災者への  
9月請求分の視聴料免除について

CS衛星放送事業に関わる107社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：植村 伴次郎）と株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（本社：東京都渋谷区、代表取締役 執行役員社長：仁藤 雅夫）は、台風5号による大雨被害で宮崎県において災害救助法が適用された市町村で「スカパー！」及び「e2 by スカパー！」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、9月請求分（月額基本料<sup>※1</sup>、スカパー！及びe2 by スカパー！のPPVを含む月額視聴料、月刊ガイド誌料）を免除することを決定しました。

記

1. 免除対象地域（2007年8月2日現在）

宮崎県西臼杵郡日之影町（みやざきけん にしうすきぐん ひのかげちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料<sup>※1</sup>、視聴料金（スカパー！及びe2 by スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます）、月刊ガイド誌料

\*金額は、お客様の視聴契約内容によって異なります。

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10：00～20：00、無休）

※1 スカパー！及びe2 by スカパー！の月額基本料となります。